

令和8年6月1日

令和8年度 広島市行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集要綱

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）第53条第2項の規定に基づき、令和8年度広島市行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集に関し必要な事項（提案の募集要綱）を以下のとおり公示します。

広島市長 松井 一實

1 趣旨

行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第111条の規定に基づいて、広島市が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

2 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、広島市のホームページ(ウェブサイト)の「個人情報ファイル簿」に掲載しています。

- 提案の対象となる個人情報ファイル簿は、「行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨」の欄が「該当」となっているものです。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/shisei/johokokai/1021858/1027543/index.html>

【参考】次の(1)から(3)までのいずれにも該当する個人情報ファイルを提案の対象としています。

- (1) 個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの(法第60条第3項第1号)。
- (2) 個人情報ファイルに広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）の規定による開示請求があったとしたならば、次の①又は②のいずれかを行うこととなるもの
 - ① 個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなるもの（法第60条第3項第2号イ）
 - ② 広島市情報公開条例の規定により意見書の提出の機会を与えることとなるもの（法第60条第3項第2号ロ）
- (3) 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、行政機関等匿名加工情報を作成することができるものであること（法第60条第3項第3号）。

3 提案の主体（提案者の要件）

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません（注）。また、単独提案及び共同提案のいずれも可能です。

ただし、法第113条の規定等により、次の①から⑨までのいずれかに該当する者は提案できません。

- ① 未成年者
- ② 心身の故障により行政機関等匿名加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ④ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ⑤ 法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- ⑥ 広島市、公益的法人等指導調整要綱に規定する指導調整団体等広島市関係団体による入札参加資格者の指名停止等の措置を受けている者
- ⑦ 企業の活動に係る関係法令等を遵守せず、反社会的行為を行っている者
- ⑧ 暴力団、暴力団員等又は暴力団と密接な関係にある者
- ⑨ 法人その他の団体であって、その役員のうちに上記①から⑧までのいずれかに該当する者があるもの

(注) 代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案してください。

4 募集期間

令和8年6月15日（月）から令和8年7月15日（水）まで

5 提案の方法

(1) 提出書類及び部数

提案に当たっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）をそれぞれ2部提出してください。

○ 提案書類

① 提案書・・・・・・2部

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（注1）

② 添付書類・・・・・・2部

誓約書（上記3の①から⑨までに該当しないことを誓約する書面）

行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面（別紙様式）

提案をする者の確認書類（注2）

- 会社の概要が分かる資料（会社パンフレット、会社定款等）
- その他広島市が必要と認める書類（注3）
- 委任状（代理人の権限を証する書面）（注4）

○ 提案書及び添付書類の各様式のダウンロード

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/shisei/johokokai/1021858/1021495.html>

（注1）法第118条第1項の規定に基づき、既作成の行政機関等匿名加工情報について、当初提案をした者以外の者が新たに利用する場合、既に行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者が利用目的を変更する場合や利用期間を延長する場合には、「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」を提出してください。提案の方法、審査及び契約に係る手続については、当初の提案の場合に準じます。

（注2）提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。）を添付してください。提案をする者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しを添付してください。

（注3）提案に係る補足資料として、別途提出を依頼する場合があります。

（注4）代理人による提案をする場合に限りです。

(2) 提出方法

持参（注1）又は郵送・信書便（注2）により、提出してください。

（注1）持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

（注2）郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きしてください。締切日までに必着です。

○ 提案書類の提出先

〒730-0051

広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階

広島市企画総務局公文書館

6 提案の審査基準

提案いただいた提案書類に基づき、広島市が設置する「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案審査委員会」の意見も踏まえて、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- ① 提案者が法第113条各号（欠格事由）のほか、「3 提案の主体（提案の要件）」に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
- ② 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。

- ③ 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則第62条で定める基準に適合するものであること。
- ④ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ⑤ 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- ⑥ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- ⑦ 行政機関の長等が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関の長等の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。

7 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

8 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに同封する規則別記様式第10「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類（契約書2通）に必要事項を記入して提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、規則別記様式第11「審査結果通知書」に理由を付してその旨を通知します。

9 スケジュール（予定）

令和8年	6月15日（月）	募集開始
	7月15日（水）	募集期間の終了
	7月～8月	事前の聴取
	8月末	提案審査委員会の開催（提案者ヒアリング等）
	11月	提案審査委員会の開催（提案内容の審査）
	12月	審査結果の通知
令和9年	1月	手数料の納付及び行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結
	3月	行政機関等匿名加工情報の作成及び提供

10 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要綱の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 広島市からの審査結果通知書等の送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求められることがあります。
- (4) 広島市が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の著作権は、広島市に帰属します。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の対象外となります。
- (6) 提案書類は、本事業に関する目的以外では使用しません。また、提案書類は返却しません。
- (7) 広島市が行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合、提案内容の一部を公にすることがあります。
- (8) 提案書の受付から行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の契約期間が終了するまでの間、提案内容の確認や加工の方法等、業務の円滑な実施のために、随時、広島市と連絡を行っていただきます。

11 提案に関する連絡先

提案の手続等について御不明な点がございましたら、次の連絡先までお問合せください。

なお、お問合せ内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

○ 提案に関する連絡先

〒730-0051

広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階

広島市企画総務局公文書館

電話 : 082-243-2583

電子メール : koubun@city.hiroshima.lg.jp (注)

(注) 電子メールにてお問合せの際は、受信確認のため、送信と併せて電話でその旨御連絡ください。